

橋本市告示第 91 号

橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示
を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 4 月 1 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱(令和元年橋本市告示第69号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>和歌山県総合計画及び橋本創生総合戦略</u>に基づき、橋本市(以下「市」という。)内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、和歌山県と共同して行う移住支援事業において東京圏から移住した者が一定の要件を満たした場合に、当該者に対し予算の範囲内において移住支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとし、当該移住支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領(令和元年6月5日施行。以下「<u>県実施要領</u>」という。)、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第3条 移住支援金の交付の対象となる者(以下「<u>交付対象者</u>」という。)は、次の第1号の要件及び第2号から第5号までのいずれかの要件並びに第6号の要件(次条第2号に掲げる場合に該当するときに限る。)を満たす者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>地域未来交付金</u>又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、<u>和歌山県まち・ひと・しごと創生総合戦略</u>及び橋本創生総合戦略に基づき、橋本市(以下「市」という。)内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、和歌山県と共同して行う移住支援事業において東京圏から移住した者が一定の要件を満たした場合に、当該者に対し予算の範囲内において移住支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとし、当該移住支援金の交付については、和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業実施要領(令和元年6月5日施行。以下「<u>県実施要領</u>」という。)、法令等の定めるところによるほか、この告示に定めるところによるものとする。</p> <p>(交付対象者)</p> <p>第3条 移住支援金の交付の対象となる者(以下「<u>交付対象者</u>」という。)は、次の第1号の要件及び第2号から第5号までのいずれかの要件並びに第6号の要件(次条第2号に掲げる場合に該当するときに限る。)を満たす者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ <u>デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))</u>又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供</p>

(4)～(6) 略

(交付金額)

第5条 申請者は、橋本市移住支援金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)、本人確認書類その他に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第1号ア又は第3号ア若しくはイに掲げる書類のいずれか2以上に該当するものを提出した場合は、それぞれの書類の提出があったものとみなす。

(1) 移住に関する書類として次に掲げる書類

ア・イ 略

ウ 次に掲げる場合に依じて、それぞれ次に定める書類

(ア) 申請者が、東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人経営者である場合 移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類(履歴事項全部証明書、開業届の写し等)

(イ) 略

(2) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類

区分	必要書類
第3条第1項第2号に該当する場合	略
第3条第1項第3号に該当する場合	1 移住支援事業に係る就業証明書(様式第2号の2) ※個人事業主・フリーランスの場合は以下の書類が必要 2 就業時間の証明書(様式第2号の3) 3 業務委託契約書等(申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類) 4 開業届の写し又は確定申告書の写し(個

されていないこと。

(4)～(6) 略

(交付金額)

第5条 申請者は、橋本市移住支援金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)、本人確認書類その他に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、第1号ア又は第3号ア若しくはイに掲げる書類のいずれか2以上に該当するものを提出した場合は、それぞれの書類の提出があったものとみなす。

(1) 移住に関する書類として次に掲げる書類

ア・イ 略

ウ 次に掲げる場合に依じて、それぞれ次に定める書類

(ア) 申請者が、東京23区以外の東京圏のうちの条件不利地域以外の地域から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人経営者である場合 移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類(開業届出済証明書等)

(イ) 略

(2) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類

区分	必要書類
第3条第1項第2号に該当する場合	略
第3条第1項第3号に該当する場合	1 移住支援事業に係る就業証明書(様式第2号の2) 2 就業時間の証明書(様式第2号の3)

	<u>人事業主の場合のみ)</u> 5 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)		
第3条第1項第4号に該当する場合	略	第3条第1項第4号に該当する場合	略
第3条第1項第5号に該当する場合	略	第3条第1項第5号に該当する場合	略
(3)～(6) 略 2 略		(3)～(6) 略 2 略	

様式第2号の2を次のように改める。

年 月 日

(あて先)橋本市長

所在地:

事業者名:

印

代表者名:

電話番号:

担当者:

和歌山県移住支援事業に係る就業証明書 (テレワーク)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所 (移 住 前)	
勤 務 者 住 所 (移 住 後)	
勤 務 先 部 署 の 所 在 地	
勤 務 先 電 話 番 号	
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
雇 用 形 態	週 20 時間以上のテレワーク従事
交付金による資金提供	勤務者に地域未来交付金又はその前歴事業による資金提供をしていない

和歌山県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、和歌山県及び橋本市の求めに応じて、和歌山県及び橋本市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様

橋本市長

橋本市移住支援金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった橋本市移住支援金について、下記のとおり決定しましたので、橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交 付 の 決 定	交 付 ・ 不 交 付
交 付 決 定 金 額	金 円
不 交 付 の 理 由 (不 交 付 の 場 合)	

発行担当者 ○○課 ○○係 ○○

(備考)

- 橋本市は、橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - 申請日から 3 年未満の間に橋本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - 移住支援金の申請日から 1 年以内に第 3 条の就業に関する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - 和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業及び移住支援事業の実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - 申請日から 3 年以上 5 年以内に橋本市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 橋本市は、橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について

・この通知書はフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

（あて先）橋本市長

住 所

氏 名

電話番号

橋本市移住支援金交付請求書

橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱 7 条の規定により、移住支援金を請求します。

記

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	第 号
交 付 決 定 金 額	金 円		
交 付 請 求 額	円		
振 込 先	金 融 機 関 名		
	支 店 名		
	口 座 番 号	普通・当座	番 号
	フリガナ		
	口 座 名 義		

様式第7号を次のように改める。

様

橋本市長

橋本市移住支援金交付決定通知書[再交付]

年 月 日付けで申請のあった橋本市移住支援金について、下記のとおり決定しましたので、橋本市移住支援金交付要綱交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

交付の決定	交 付
交付決定金額	金 円
不交付の理由 (不交付の場合)	

発行担当者 ○○課 ○○係 ○○

(備考)

- 橋本市は、橋本市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から 3 年未満に橋本市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・移住支援金の申請日から 1 年以内に第 3 条の就業に関する要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業及び移住支援事業の実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から 3 年以上 5 年以内に橋本市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 橋本市は、橋本市移住支援事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。
- フラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について
- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条及び第5条の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に移住した者について適用し、施行日前に移住した者については、なお従前の例による。